

【国際協力人材育成研修】

2021年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官
及川裕美

第1 はじめに

2021年11月8日から同月15日までの間、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深めることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

例年、この研修では、国内研修のほか、支援対象国を訪問しての国外研修を実施していましたが、今回の研修（以下「本研修」といいます。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度の研修に引き続き国外研修を実施せず、研修参加者が所属庁等からリモートで参加する全面ウェブ形式（Zoomを利用）で実施しました。

以下、本研修の概要等につき、研修参加者が寄稿した本研修に関する記事と併せて報告します。

第2 研修参加者

生出はるか（法務省民事局付）
片倉菜摘（法務省民事局総務課企画第三係長）
山田大輔（東京法務局総務部庶務課統計係長）
村上愛子（東京地方検察庁立川支部検事）
窪田大輔（山口地方検察庁下関支部検事）
池田暁子（松山地方検察庁宇和島支部検事）
井上加織（さいたま地方検察庁検察事務官）

第3 研修概要

本研修は、別添「2021年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

1 法務省職員による講義等

- (1) 法務・検察職員として法制度整備支援に携わる者にとっては、国際協力部の業務に加え、法務省大臣官房国際課及び国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNA FEI」といいます。）の業務についても把握する必要があることから、本年度は、新たに、法務省大臣官房国際課補佐官及びUNA FEI次長の講義も実施しました。

加えて、例年どおり、国際協力部長及び国際協力部副部長による講義のほか、国

際協力部教官が自身の担当する国の法制度整備支援の概要について講義をし、また、国際協力部専門官がその業務について講義を実施しました。

- (2) 森川武嗣法務省大臣官房国際課補佐官からは、「官房国際課の業務」の講義において、司法外交、官房国際課の沿革、同課の体制及び取組等について説明がありました。

入江淳子UNA FE I次長からは、「UNA FE Iの業務」の講義において、UNA FE Iと国連との関係、UNA FE Iの具体的な業務内容等について説明がありました。

内藤晋太郎国際協力部長からは、「国際協力部による法制度整備支援」の講義において、法制度整備支援の具体的内容、法制度整備支援に求められる実務家像等について説明がありました。

須田大国際協力部副部長からは、「長期派遣専門家の業務等」の講義において、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」といいます。）の長期派遣専門家としてラオスの法制度整備支援に従事した経験も踏まえ、ラオスのプロジェクトの内容、現地での長期専門家の具体的な業務内容等について説明がありました。

徳井靖士事務官からは、「国際専門官の業務」の講義において、本研修における国際専門官の事務を例にして、国際専門官の業務内容等について具体的な説明がありました。

2 外部講師による講義等

JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム企画役の井出ゆりさんからは、「ODAとしての法整備支援」の講義において、JICAの概要、JICAの技術協力等とともに、法制度整備支援の魅力等についてもお話しいたきました。

原若葉弁護士からは、「長期専門家（司法アドバイザー）の業務～コートジボワールでの経験から～」の講義において、原弁護士がJICAの長期専門家として携わったコートジボワールにおけるコールセンターの設置及び普及に向けた活動等についてお話しいたきました。

カンボジア司法省アドバイザーの坂野一生さんからは、「カンボジア法整備支援等の経験から」の講義において、坂野さんが携わってこられたカンボジアにおける民法、不動産登記法、身分登録に関する活動等についてお話しいたきました。

3 研修参加者による講義

- (1) ウズベキスタンの留学生に対する日本の検察制度についての講義

ウズベキスタンから名古屋大学大学院に留学している留学生の皆さんに対し、研修参加者による「日本の検察制度」についての講義を行い、まず、研修参加者の村上さん及び窪田さんが捜査及び公判について説明を行い、質疑応答の時間を挟んで、次に、池田さん及び井上さんが、検察庁の組織、検察官や検察事務官の役割等

について説明を行いました¹。

口頭の説明は日本語で行われましたが、研修参加者自らが英語によるパワーポイントの発表資料を作成し、同資料を用いて説明を行いました。

本講義に参加した留学生の中には、ウズベキスタンの司法省職員や検察官の方もおり、質疑応答の時間には、留学生の皆さんから、日本の不起訴件数、日本の検察の決裁制度、検察事務官の役割等について多くの質問があり、研修参加者がその質問に丁寧に回答していました。

池田さん及び井上さんの説明の前に行われた質疑応答が活発に行われたため、兩名の説明の時間が短縮されましたが、兩名は突然の事態にもかかわらず、落ち着いて要を得た説明を行いました。

"Approval" from the supervisors
=A system for maintaining impartial and consistent exercise of the prosecutorial power

- report a policy of exercise of the power
- receive advice and guidance
- obtain approval

Prosecutor ↔ Supervisor
e.g.) the Chief Prosecutor
the Deputy Chief Prosecutor

【講義風景】

- (2) 名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ法科大学内）の学生に対する講義
名古屋大学日本法教育研究センターの学生の皆さんに対し、研修参加者の生田さん、片倉さん、山田さんが「日本における三権分立と司法権の独立」について講義を行いました²。

本講義に参加した学生の皆さんは大学3年及び大学4年であり、名古屋大学日本法教育研究センターにおいて日本の法律書を日本語で読むなどしていることもあっ

¹ 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の吉川拓真先生及び名古屋大学大学院留学生のウバイドゥラエフ・ダブロンバックさんに多大なご協力をいただきました。

² 本講義の実現に当たっては、名古屋大学日本法教育研究センター講師の小林雄一先生に多大なご協力をいただきました。

て日本語がとても上手であり、講義は日本語で行われました。

学生の皆さんからは、弾劾裁判の手續、判決の拘束力、裁判官の独立等について日本語で多数の質問があったところ、質問の中には高度な質問もあり、研修参加者は苦勞しながらも、丁寧に対応していました。

The screenshot shows a Zoom meeting interface. On the left, a slide titled '3 司法権の独立' (Independence of the Judiciary) is displayed. The slide content includes:

- 司法権の独立とは
- ① 立法権、行政権からの司法権の独立
- ② 裁判官の職権の独立
- 司法権の独立が必要な理由
- 公正な裁判を確保するため

On the right, a grid of 20 video thumbnails shows participants. The top row includes '昭島録画用' (Shimazuma Recording) and 'Yūichi KOBAYASHI'. The bottom row includes '3年生_カイン' and '3年生_フォンラン'. The Zoom control bar at the bottom shows 'ミュート解除', 'ビデオの開始', '参加者 38', 'チャット', '画面の共有', '録音/ビデオ一時停止/停止', 'ブレイクアウトルーム', 'リアクション', and '退出'.

【講義風景】

4 ベトナム長期派遣専門家との意見交換

ベトナム長期派遣専門家である横幕孝介さんをはじめとするベトナム長期派遣専門家の皆さん³のご協力をいただき、意見交換を行いました。

意見交換の冒頭において、Zoomの画面上にベトナムのプロジェクト事務所の入口や執務スペース等を写していただきながら同事務所について説明をいただき、日本にいながらプロジェクト事務所の様子を知ることができました。

また、意見交換では、長期派遣専門家の皆さんお一人お一人から各自が担当されている支援活動の内容等について丁寧に紹介いただくとともに、カウンターパートが他国より多いことなどに関する研修参加者からの質問に答えていただきました。

5 法制度整備支援活動の見学

- (1) 民事訴訟の事件管理をテーマとするバングラデシュとのオンラインセミナーの様子を聴講させていただきました。研修参加者は、黒木宏太国際協力部教官が日本の民事訴訟の口頭弁論手續の概要や裁判所書記官の役割等を説明する講義等を聴講し

³ 長期派遣専門家の横幕孝介さん（検察官出身）、枝川充志さん（弁護士）、渡部吉俊さん（法務省民事局出身）、寺本二憲さん（業務調整担当）にご出席いただきました。

ましたが、その講義では、民事裁判手続を説明するために、国際協力部教官、JICA職員等が法曹三者や書記官に扮した模擬裁判のビデオが上映され、研修参加者は国際協力部教官の業務の内容としてビデオ作成等も含まれていることに驚いていました。

- (2) そのほかにも、伊藤みずき国際協力部教官がカンボジアの裁判官からカンボジアの法教育の実情等について聴取するインタビューの様子も聴講させていただきました。同裁判官からは、これまでのJICAプロジェクトで作成されたテキスト等を用いて勉強しているとの話があり、研修参加者は法制度整備支援の成果物が実際に活用されていることを知ることができました。

6 課題検討・発表

課題として、「K国」という架空の国から裁判官の人材育成のための支援を要請されたと想定し、具体的なプロジェクトを立案してもらいました。

課題検討の前提として、国際協力部教官において、プロジェクトの計画・立案に関し、PCM手法⁴を使ったプロジェクト立案の方法について講義を実施し、PCM手法で用いられるプロジェクト概要表(PDM⁵)などについて基本的な知識を提供するとともに、資料として、「K国」の概況及び「K国」内の法曹関係者等のインタビュー結果を研修参加者に提供しました。

研修参加者は、これらの知識や情報を踏まえてプロジェクトを立案し、最終日に、一人ずつ立案したプロジェクトの概要、立案経緯等について発表しました。

法制度整備支援について初めて学ぶ研修参加者が限られた時間の中で検討するのは大変だったと思いますが、「K国」の裁判官の人材育成のために裁判官を養成する教

プロジェクト立案の経緯

問題分析

- 今までのK国におけるプロジェクトにおいて、民事関連法の起草支援、人材育成等は20年近く実施されており、それなりの成果を挙げている。にもかかわらず、このような要請があることは、運用面での問題が多くあるのではないか

直接原因

- ① 同じような裁判であっても、裁判官によって判断が異なる
- ② 判決に至るまでの経緯（事実認定、法解釈）が、不明確
- ③ 判決が出るまでが遅い



【発表風景】

⁴ Project Cycle Management の略で、開発援助プロジェクトで広く使われているプロジェクト立案手法をいう。

⁵ Project Design Matrix の略。PCM手法では、PDMを用いてプロジェクトを運営管理する。

育機関の教育改善をプロジェクトの中心にする案や、大学の法学教育に課題を見出してその改善をプロジェクトの中心とする案など、それぞれ自分なりの支援計画を作成していました。

第4 おわりに

小職自身、2019年度国際協力人材育成研修に盛岡地方検察庁一関支部から参加し、ラオス及びミャンマーを訪問して現地での長期専門家の皆様のご活躍等を実際に見聞きし、法制度整備支援活動に魅了された身としては、研修参加者の皆さんに、現地で実際どのように法制度整備支援活動が行われているのかを直接見てもらうことができなかったことは、新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ないものであったとはいえ、本当に残念です。

ただ、研修終了後、研修参加者から、「短時間でかつ双方向性を重視していたカリキュラムであったためか、オンラインでも充実感があった。」、「少人数の研修でたくさんの経験豊かな講師の方から直接講義を受けることができ、大変勉強になった。普段なかなか関わることはできない方にも直接質問をすることができ、とても良い経験ができた。」、「研修を受けて法制度整備支援の理解が深まった。」などとの感想が寄せられ、全面オンラインでの実施であったものの、研修参加者に本研修の成果を感じてもらうことができました。

これまで12回実施した国際協力人材育成研修の研修参加者71名のうち13名が国際協力部に配属されています。本研修の研修参加者から、将来法制度整備支援に携わる人材が一人でも多く輩出され、活躍されることを願っています。

最後に、本研修にご協力くださいました関係者の皆様には、この場を借りて心より感謝申し上げます。

2021年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	曜日	午前	午後
11 / 8	月	10:00 自己紹介 イントロダクション	10:45 11:30 12:00 講義 「バングラ デンユの 法整備支援」 国際協力部 黒木教官
		10:45 11:30 12:00 講義 「国際協力部による 法制度整備支援」 国際協力部 内藤部長	13:00 13:45 14:00 15:00 15:10 16:40 17:30 17:45 昼休憩 バングラデラジュセミナー聴講 休息 講義 「長期派遣専門家の業務等」 国際協力部 須田副部长 休息 講義 「UNAFEIの業務」 UNAFEI 入江次長 全体 質疑 応答
11 / 9	火	10:00 10:35 10:45 11:30 12:00 講義 「ODAとしての法整備支援」 JICA ガハナンス・平和構築部法・司法チーム企画役 井出ゆり氏	13:15 13:45 14:00 14:15 14:30 15:20 15:30 17:00 17:15 講義 「ウズベキスタンの 法整備支援」 国際協力部 及川教官 休息 講義 「カンボジアの法整備支援」及び 課題（支援計画作成）に関するガイダンス 国際協力部 伊藤教官 休息 講義 「ベトナムの法整備支援」 及び長期派遣専門家への 質問事項の検討 国際協力部 河野教官 全体 質疑 応答
11 / 10	水	10:00 10:35 10:45 11:30 12:00 ウズベキスタン留学生への講義 (発表テーマ：日本の検察制度)	13:15 14:15 14:30 15:20 15:30 17:00 17:15 講義 「官房国際課の業務」 官房国際課 森川補佐官 休息 講義 「国際専門官の 業務」 国際事務部門 徳井事務官 休息 カンボジア裁判官インタビュー 全体 質疑 応答
11 / 11	木	10:00 10:35 10:45 11:30 12:00 発表準備・課題検討	13:15 14:15 14:30 15:20 15:30 17:00 17:15 17:45 18:00 原若葉弁護士講義 休憩 発表準備・ 課題検討 カンボジア司法省アドバイザー 全体 質疑 応答
11 / 12	金	10:00 10:35 10:45 11:30 12:00 発表準備 ・課題 検討	13:15 14:15 14:30 15:20 15:30 17:00 17:15 休憩 課題検討 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 全体 質疑 応答
11 / 15	月	10:00 10:30 10:45 11:30 12:00 発表準備等	13:15 14:15 14:30 15:20 15:30 17:00 17:15 課題発表・質疑応答 休憩 発表準備 ・課題 検討 発表準備・ 課題検討 ベトナム長期派遣専門家との意見交換 休憩 発表準備・ 課題検討 カンボジア司法省アドバイザー 全体 質疑 応答

令和3年度国際協力人材育成研修を終えて

東京地方検察庁立川支部検事

村上愛子

第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された令和3年度国際協力人材育成研修に参加する機会をいただいた。本研修の期間は6日間であったが、その内容はどれも初めて学ぶことばかりで、とても新鮮で興味深く、短いながらも非常に充実した研修期間を過ごすことができた。

本研修で学んだこと、感じたことは数えきれないが、本稿では、初めに、本研修に至るまでの経緯や準備などについて触れた上、本研修で得た貴重な経験につき、以下報告させていただきます。

第2 本研修に至るまでの経緯及び準備について

1 本研修に至るまで

私はこれまで、検察官として専ら捜査・公判に従事してきたが、以前から国際分野に興味があり、検察官としてのキャリアを積む中で、国際分野に関わってみたいという希望を持っていた。そのような中、本研修への参加のお話をいただいたが、ICDが行う法制度整備支援については以前から関心を抱いていた分野の一つであったため、参加できる日を心待ちにしていた。当初、本研修は、国内研修及びベトナムにおける国外研修によって構成されると聞いていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が収まらない状況下においては、国外研修の実現は難しいだろうと考えていた。実際に、その後、本研修が全面オンライン形式になると伝えられ、国外研修は中止となり、国内研修についても、研修員が一堂に会することは叶わなかった。たしかに、期待していた国外研修の機会が得られず、また、他の研修員及び教官ら講師の皆さんとパソコンの画面を介してのみしか交流することができなかつたのは非常に残念であった。しかしながら、いざオンラインによる研修が始まってみると、その内容は当初私が想像していたよりずっと充実したものであり、コロナ禍であっても、ITを活用すれば、世界中にいる相手と繋がることができ、交流ができるのだと実感することができた。この点は、オンラインによる研修によって得られた新たな発見ともいえるべきものであり、本研修の収穫の一つであったように思う。

2 本研修に向けた準備

本研修では、研修員自身が発表を行う講義が予定されており、私を含めた各検察庁に勤務する研修員4名が「刑事系グループ」として、名古屋大学に所属するウズベキスタン留学生に対し、「日本の検察制度」について講義を行うことになっていた。そ

ここで、本研修に向けた準備として、刑事系グループのメンバーで協力し、講義に向けた発表資料を作成することになった。グループのメンバーは、それぞれ異なる検察庁に所属する検察官及び検察事務官であったため、どうやって講義の準備を進めるべきかと悩んでいたところ、早速、メンバーの一人が、検察庁ガールン上でグループのメッセージボードを立ち上げてくれたため、メッセージボード上で、相談や意見交換をすることができた。まだ顔を見たこともないメンバー同士によるメッセージボード上の話し合いであったため、きちんとした議論ができるかやや不安を抱いていたが、いざやってみると各研修員が積極的に意見を出し合って話を進めることができ、当初の不安は杞憂に終わった。そして、話し合いの結果、担当箇所を分担し、発表資料として使用するパワーポイントを英語で作成することになった。

もっとも、この発表資料の完成に至るまでには、かなり四苦八苦した。私の担当箇所は、検察官の業務のうち公判に関するものであったため、まずは、日本語でパワーポイントの構成や内容を定め、そこから、英語に訳していくという方法を取ることにしたが、ここで苦労したのは、やはり英訳の部分である。私は、これまで、語学の勉強として、日頃から英語のニュースや記事をチェックするようしており、特に、刑事司法に関するものは関心を持って見聞きしていたつもりだった。しかし、いざプレゼン資料を作るとなると、さて、この手続は英語でどう表現したらいいのか、単語はどれを使うのが適切なのか、この表現で伝わるのだろうかなどという疑問が次から次へと湧いてきて、なかなか筆が進まないという状況に陥った。そのような試行錯誤をする中で参考になったのは、法務省や最高裁判所がインターネット上で公開している英語版の資料であった。中でも、法務省のホームページの英語版や、国連アジア極東犯罪防止研修所が公開している日本の刑事司法手続に関する英語資料は、とても充実した内容であり、資料を作成するにあたって大変助けられた。

このようにして、苦労しながらも、他の研修員と分担し、協力して発表資料を作成していったが、刑事系グループのメンバー3名には、大変助けていただいた。皆、検察庁での通常業務をこなしながら資料を作成し、相互チェックなどを行ったわけであるが、メンバーの協力なしには完成しなかったものであり、大変感謝している。また、個人的にも、英語版のパワーポイントが出来上がった時には大きな達成感があり、語学のスキルアップにもつながった（はず）と感じている。苦労した分、非常に良い経験になったと思う。

第3 本研修を通じて学んだこと

本研修では、様々な講義の聴講を通じて、法制度整備支援の基本から元長期専門家による貴重な経験談に至るまで、大変貴重なお話を聞くことができた。また、海外の学生らとの意見交換や、ICD教官が実際に行っている支援対象国とのセミナーや現地の法曹に対するインタビューを傍聴する機会にも恵まれたほか、課題演習にも取り組むことができ、普段の検察業務の中では得難い経験をすることができた。ここでは、特に印象に残った講

義や演習について感想を述べたいと思う。

1 講義について

- (1) 本研修の初日には、ICDの内藤部長及び須田副部長による講義を聴講した。はじめに、内藤部長からは、ICDによる法制度整備支援の概要をご説明いただき、ICDの行う支援内容について基礎から学ぶことができた。私は、本研修に参加するまでは、法制度整備支援の内容に関しては、漠然と、「どんな法律を作るべきか、法律の内容はどうすべきかといった点に関してアドバイスをすること」といった程度でしか理解していなかった。しかしながら、内藤部長の講義を通じて、法制度整備支援には、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③検察官・裁判官等法曹実務家等の人材育成支援という三本柱があるということを知った。たしかに、法令そのものを制定しても、それを運用する機関の整備や人材の育成が行われなければ、支援として意味をなさない。改めて考えれば当然のことかもしれないが、これまで日本で法律を学んできた私としては、既に学ぶべき法令が存在し、かつ、司法機関が整備されて人材育成制度も確立していることが当然であったため、この三本柱の概念にハッとさせられた。法制度整備支援においては、最終的な目標を見据えた多角的かつ総合的な視点を持つことが必要であると認識することができた。

また、須田副部長の講義では、長期派遣専門家としてラオスに赴任されたご経験に基づき、長期派遣専門家の業務等をご説明いただいた。講義の中では、長期派遣専門家のスケジュールを1か月又は1日単位でご紹介いただいたことで、具体的な業務から現地での生活に至るまで身近に感じることができた。その中で、「リトリート」と呼ばれる郊外合宿型集中協議により、担当者が一堂に会して短期集中型で教材作成等に取り組んだ経験談をご紹介いただいたが、関係者らがまさに缶詰めになって議論を行う様子はとても新鮮であり、より良い制度を構築しようという熱意を感じることができた。また、須田副部長の講義の中では、通訳の重要性についても言及があった。須田副部長より、「法分野は、医療や科学技術の分野とは異なり、それぞれの国で概念が異なるため、通訳が非常に重要となる。」旨の指摘があったが、まさにその通りだと思った。たしかに、法律は、その国の歴史、政治及び文化といった背景に基づき、その国の言語によって形作られていくものであり、動かない数値や普遍の公式などといった概念は存在しない。言語はまさに、法令及びそれを取り巻く諸制度を形成する手段そのものであり、信頼できる通訳の協力を得て、プロジェクトを進めていくことの重要性ややりがいを改めて認識することができた。

- (2) さらに、本研修では、JICAをはじめとする関係機関の方々や、支援対象国での豊富な経験を有する講師らによる講義を聴講する機会にも恵まれた。その中でも、コートジボワール元長期専門家の原若葉弁護士の講義はとても印象に残る内容であった。原弁護士は、JICA長期専門家として、コートジボワールに派遣さ

れ、コールセンターの開設や法律情報提供サービスを展開するなどの業務に尽力された方であるが、その講義はエネルギーに満ち溢れていて、オンラインであっても、その情熱がひしひしと伝わるものであった。パソコンの画面上に映る原弁護士は、現地で手に入れたという美しい布で仕立てた洋服を着用していたほか、コートジボワールに関する調度品に囲まれており、まさに現地に根差した支援を行ってきた証に囲まれた姿は、とても輝いて見えた。この講義の中で、特に印象的だったのは、「日本の場合は、『訴えてやる』というセリフが通用する。これは、司法制度が健全に機能している証である。」というお話だった。コートジボワールは、当時、内戦などの影響により国内の危機状況が継続しており、司法が健全に機能せず、警察等による治安維持も期待できない状態であったという。そのような状況下では、紛争が起きた場合、市民は泣き寝入りするか、自力救済に至るかのどちらかになってしまうとのことであった。このような説明を聞き、改めて、司法制度とは何か、これが健全に機能しない状態とはどのような事態を引き起こすのかを再認識するに至った。そして、そのような環境下において、司法アクセス改善のため、まさに一からコールセンターの開設を成し遂げられた原弁護士のまさに偉業というべき支援業務に心から感動を覚えた。

2 意見交換やセミナー傍聴を通じた諸外国の方々との交流について

- (1) 本研修において、最も印象的だったのは、留学生との意見交換や、支援国とのセミナー等の傍聴を通じて、諸外国の方々との交流する機会を得られ、法制度整備支援の醍醐味を肌で感じる事ができたことである。
- (2) このうち、私にとって最も思い出に残ったものは、私たち刑事系グループのメンバーで発表を行ったウズベキスタン人留学生への講義である。この講義の参加者は、ウズベキスタンの検事や司法省職員といったバックグラウンドを持つ留学生であり、講義の進め方としては、事前に準備したパワーポイントの英語資料を示しながら、口頭での説明は日本語で行うという方式をとることになっていた。ところが、講義の冒頭、留学生の大半が、日本語ではなく英語で自己紹介をしていたこともあり、日本語による口頭説明で上手く伝わるのか不安に感じた。しかしながら、ウズベキスタン側には、日本語に堪能な参加者が一名おり、要所で通訳をしてくださったほか、留学生らも、英語のパワーポイント資料を手がかりにしながら日本語の説明を聞いてくれたため、その点は一安心であった。そして、私たちの発表の後に行われた質疑応答の中では、ウズベキスタン側から、「日本の検察では受理件数に比して不起訴の割合が高い理由はなぜか。」といった質問が出た。この質問の趣旨としては、「日本で不起訴の割合が多い理由は、影響力のある組織・人物による介入があるのではないか、あるいは、賄賂が横行しているためなのではないか。」という疑問が背景にあったようで、そのような疑問を抱いていたのかと正直驚いてしまった。しかし、この質問の意図をよくよく聞いてみると、ウズベキスタンでは、検察官は受理した事件を起訴しなければならず、不起訴の判断をすることはで

きないといった趣旨の説明を受け、日本でいう起訴便宜主義のような制度が存在しないことが分かった。このような制度の違いを前提とすれば、日本の不起訴率を見た場合に、何らかの不正が働いているのではないかの疑問を抱くとしても不思議ではないと納得した。そして、同じ刑事司法に関わる者同士であっても、国が違えば、それぞれの国の背景や法制度の違いにより、物の見方や考え方が異なるのだと実感し、その点に面白さを感じた。さらに、質疑応答を通じて、ウズベキスタンには、一般の警察の他に、国家に対する罪などを捜査する秘密警察という組織があるといった大変興味深い制度を知ることができた上、日本の検察における決裁制度といった複雑な内容についても、双方の国の検察組織の相違点を比較しながら意見を交わすことができ、とても充実した議論を行うことができた。この講義を通じて感じたことは、何よりも、他国の法曹関係者との議論はとても刺激的で面白く、こちらからももっと質問をしてみたい、意見を聞いてみたいということが次から次へと湧いてきたということであった。意見交換の時間をもっと持つことができたらと切に感じた次第である。

- (3) また、本研修では、私たちのグループとは別に、「民事系グループ」の研修員3名が、ハノイ法科大学の学生に対し、「日本における三権分立と司法権の独立」というテーマで講義を行った。ハノイ法科大学内の名古屋大学日本法教育研究センターで学ぶ学生たちは、日本語による日本法の講義を難なく理解していたばかりか、回答者を悩ませるほどの高度な質問を日本語で尋ねるなどしていた。学生らの知識の深さや向上心を目の当たりにして、ただただ素晴らしいと感じると同時に、私自身も語学など研鑽を積んでいかなければいけないとの思いを強くし、とても刺激になった。
- (4) さらに、本研修では、支援国に対するセミナーやインタビューの傍聴を通じて、ICD教官らが、相手国のカウンターパートや法曹実務家らに直接質問をしたり、意見交換を行う場面を見ることもできた。これまで私は、法制度整備支援に携わるプレーヤーといえば、まずは現地で活躍する長期派遣専門家をイメージしていたが、これらのセミナー等を通じて、日本の国内で行う支援業務やICD教官の役割を理解することができた。特に、カンボジアの裁判官に対するインタビューでは、同国の若手裁判官が、裁判官の執務環境及び人材育成制度等に関して、その実態や問題点を率直に訴えていたのが印象的で、現地の実務家も、制度を改善する必要性を切に感じているのだと分かった。特に、裁判官育成校の教員は専任教官ではなく、教員の仕事の都合により授業がなくなる場合もあるといったエピソードを聞いた時には驚いた。もっとも、この点については、ICDが、かねてよりカンボジア側に問題意識を伝えているものの、なかなかその必要性が伝わらないということを知った。日本が「寄り添い型」の支援を原則としている以上、提案する支援内容の必要性や有用性については、粘り強く説明していかなければいけないのだということを実感した。

3 課題検討（プロジェクトの計画・立案）について

本研修では、プロジェクトを計画・立案するという課題が与えられ、最終日に研修員がそれぞれ検討した課題を発表した。課題の内容としては、仮想の「K国」における裁判官の能力向上に関する支援計画を立案するというものであった。私が策定したプロジェクトでは、裁判官の能力向上のため、①大学及び裁判官養成校における教育改革、②任官後教育の充実、③裁判書の公開など裁判実務に関連する資料の充実といった内容を掲げた。しかし、課題発表の講評の中で、須田ICD副部長から、「プロジェクトの期間や予算には限りがある。どんな人材を投入するか、ターゲットグループをどこに定めるのかといった『投入のイメージ』を持つことが重要である。」旨の説明を受け、私の立案したプロジェクトは、単に、最終目標を達成するための手段を挙げただけにすぎないということに気が付いた。つまり、実現可能性に関する検討が不十分だったわけである。

この課題検討を通して学んだことは、限りある予算・時間・人材といったリソースをいかに投入するか、具体的なイメージを持って支援計画を策定することの難しさである。これまで私は、検察官として捜査・公判に従事する中で、日頃から立証計画を立てており、限られた時間や人員をどのように投入するかを考えることに慣れているつもりであった。しかしながら、実際に一国の支援計画を立てるにあたっては、時間や人材といった観点に加え、予算の規模やカウンターパートとの関係など、実に様々な要素を考慮する必要があるのだと分かった。そして、実際に自分の手でプロジェクトを策定してみることで、多角的かつ総合的な視点を持つことの重要性を実感することができた。この点は、法制度整備支援に限らず、法曹として様々な問題に取り組む上で、非常に有益な視点であると思った。また、支援計画を策定するにあたっては、「PCM手法」と呼ばれる方法に基づいて検討を行ったが、頭に浮かんだアイデアをPCM手法に基づき、系統図を作成しながら問題点を整理していくプロセスはとても面白く、思わず系統図の作成に熱中してしまうほどであり、とても良い経験となった。

第4 おわりに

最後に、本研修に参加する機会を与えていただいたことに改めて感謝申し上げたいと思う。そして、充実した研修内容を提供して下さったICDの皆さま、多忙な業務の中、快く研修に送り出して下さった東京地検立川支部の皆さまに、この場を借りてお礼を申し上げます。

国際協力人材育成研修を終えて

山口地方検察庁下関支部検事

窪田大輔

第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部が主催した国際協力人材育成研修に、研修員として参加させていただきました。

私は、過去に、長期派遣専門家としてベトナムに派遣されていた先輩検事から、話を聞いたことがあり、ベトナムやカンボジア等の東南アジアの国々において、検察官が各国の法整備支援に携わっていることは知っていましたが、具体的な活動内容までは知りませんでした。

しかし、今回の研修に参加し、国際協力部の教官及び長期派遣専門家による講義等や研修員に課された課題等を通じて、法整備支援の歴史やその具体的な内容を理解するとともに、日本が法整備支援に取り組む意義、その困難さや魅力など様々なことを学ぶことができました。

本報告において、私が研修に参加して感じたこと等を報告させていただきます。

第2 研修の内容について

本研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従前の集合研修を実施することが困難な状況であったため、オンライン形式で実施されたもので、いわゆる「リモート研修」の形式で実施されました。

講義の内容については、法務省の法整備支援の概要、長期派遣専門家の業務、東南アジア各国における法整備支援の現状、JICA職員の方によるODAとしての法整備支援の概要等であり、また、長期派遣専門家経験者や研修当時において長期派遣専門家として派遣されていた法曹等による講義等も実施されました。

また、国際協力部教官によるカンボジアの裁判官に対するインタビューの聴講やベトナム長期派遣専門家との意見交換会の機会をいただき、各研修員がウズベキスタンの留学生やベトナムのハノイ法科大学の学生に対して日本の検察制度や日本における三権分立と司法権独立に関して講義を行いました。

そして、本研修の最後には、各研修員がカンボジアを想定したK国における法整備支援計画を立案してその内容を発表し、法務総合研究所国際協力部の部長、副部長、各教官からご指導いただき、研修員同士で討論するなどしました。

これらの講義等を通じて私が感じた日本の法整備支援の意義、困難さや魅力等について以下述べさせていただきます。

第3 所感

1 日本の法整備支援の意義等について

まず、私が本研修の講義等を通じて特に印象に残ったのが日本政府による法整備支援における姿勢でした。

これまで、私は、法整備支援について、法律の整備が十分でない発展途上国に対し、日本等の先進国が各国において運用している法律や制度を参考にして、いわばモノを輸出するのと同じように、単にその法制度や制度の枠組み等を提供するものだと思っていました。

しかし、講義を通じて分かったのは、日本政府がこれまで一貫して、法整備支援に当たり、現地のカウンターパートと協力しながら、相手国のニーズをよく把握した上で、決して日本側が用意した制度や施策を押しつけるのではなく、選択肢や題材を用意して、最後は相手国自身で決定してもらうという姿勢をとっているということでした。

確かに、相手国の国民の立場に立って考えてみると、そもそも自国の法整備に当たり、他国が一方向的に押しつけるようなやり方であれば、警戒心を抱き、信頼関係を築くことはできないでしょうし、そのような押しつけの法律や制度が国民から信頼され、持続的に運用されることは困難だと考えられます。

日本がこれまで行ってきたように、各国のニーズを汲み取り、共通認識を形成し、最後は、各国が主体となって決定するという過程を経ているからこそ、支援対象国の信頼を得ることができ、今も日本に対する支援の要請が絶えないということが分かりました。

2 法整備支援の困難さと魅力

また、今回の研修を通じて、法整備支援の困難さを知るとともに、法整備支援に携わる長期派遣専門家の情熱等に触れて、法整備支援の魅力を実感することができました。

私は、検察官としてこれまで捜査・公判に従事してきましたが、法整備支援が限られた時間、予算、人的リソースの中で行われているという視点が欠けていました。

それを痛感したのは、研修で課された課題を立案したときでした。

その課題とは、日本が民法・民事訴訟法の起草支援を行ったカンボジアをモデルにした仮想K国から「K国の裁判官が民法・民事訴訟法の条文をどのように理解すればよいか戸惑いがあり、判決内容に問題があると考え、市民が多く司法への信頼が低い、このような事態を改善してほしい」との支援要請に基づき、法整備支援プロジェクトを立案するというものでした。

そこで、私は、課題を検討するに当たって配布された資料に基づき、K国の大学教育、国立司法研修所、裁判任官後の教育それぞれに問題があると考え、各段階における教育体制を整備するプロジェクトを立案しました。

課題の検討に当たっては、実際の法整備支援計画の立案と同様に、プロジェクトを

達成するための中間目標に該当する「成果」やその成果に向けた具体的な活動を検討することや、プロジェクトの想定期間を定めることが求められていました。

そして、私は、K国の大学教育、国立司法研修所及び裁判任官後の各教育過程を整備するための具体的な活動を検討しましたが、このような自ら課題を分析し、アイデアを出してプロジェクトを立案するという作業が新鮮で楽しかったこともあり、あれもこれも必要だと考えた挙げ句、成果に向けて活動する項目が多岐にわたるプロジェクトとなりました。

そして、自分が立案した計画内容を熟慮して振り返る間もなく、研修員同士での課題発表やその討論の日となりました。

他の研修員の中には、限られた予算、期間、人的リソースで法整備支援がなされていることを踏まえて、ポイントを絞ったプロジェクトを立案されている方もおり、プロジェクトの実現可能性の観点から見て、その内容はとても説得的でした。

また、各研修員が発表したプロジェクトの内容について、国際協力部の部長や副部長らからコメントをいただきましたが、副部長からは、私を含む活動項目が多岐にわたるプロジェクトについて、想定した期間内での実現可能性の程度に関してご指摘がありました。

今回の課題等を通じて、法整備支援は、限られた予算や人的リソースの中で行われるもので、それを前提として、最も支援対象国のニーズに合う実効性のあるプロジェクトを立案するものであるということが分かり、法整備支援の困難さを痛感しました。

また、そのような困難さを伴うものであるからこそ、アイデアを出して工夫しながら、周囲の理解を得つつ、実行していくという非常にダイナミックで魅力のある仕事であることも感じることができました。

法整備支援の困難さや魅力に関連して、特に印象に残っているのは、アフリカ初の支援対象国であるコートジボワールの長期派遣専門家として、現地に赴いた原若葉弁護士講義でした。

原弁護士は、コートジボワールにおけるニーズを汲み取り、限られた期間や予算を前提にして、他の国とも被らない日本にできる支援が何かを模索される中で、法テラスで勤務された経験を糧に、同国において、一般市民から法律や裁判所の手続などに関する問い合わせを受け付けるコールセンターの設置を行ったということでした。

原弁護士は、「アフリカの制度については素人だということをはっきり自覚した上で、かつ、プロとしてのレベルを保ち、自分の持っている力と財力をわきまえながら、研修を企画するのが大事。」などと述べられており、原弁護士ほどの経験豊富な実務家が謙虚である上に、すさまじい情熱を持って法整備支援に従事されていたことが分かり、感銘を受けました。

3 今後の法整備支援の展望について

これまでの法整備支援は、基本法令の起草支援、制定された法令を運用する司法関

係機関の制度整備支援，法曹実務家の人材育成支援が中心であったと聞きました。

しかし，講義等を通じて分かったことは，法整備支援に対するニーズが多様化，高度化しているということです。

例えば，ベトナムでは，1994年以降，日本政府による法整備支援が開始され，これまで，法律の起草支援等の様々な取組が行われてきましたが，ベトナムが急速な経済発展を遂げるなどしたことに伴い，産業競争力向上という目的に関連して，投資法等に関する支援の要請があるなどニーズが多様化しているということでした。

法整備支援に携わる法曹としては，このような多様化し，高度化したニーズにどのように応えていくのかが今後の課題であり，また，そのようなニーズに応えるため，法律実務家として学び続けることが重要であることを痛感しました。

そして，現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により，外国と行き来しづらい状況にあること，これまで法整備支援を行ってきた支援国の中にはミャンマーのように国内情勢が不安定な国があること，昨今ニーズが多様化・高度化していることなどを踏まえると，今後の法整備支援の在り方を見直す時期に来ているのかもしれない。

しかし，研修を通じて実感したのは，法整備支援が現地のカウンターパート機関を含む多数の関係者との共同作業であって，支援対象国の文化を理解し，尊重しながらすすめていくものであり，現地でカウンターパートと顔をつきあわせて共に汗をかく長期派遣専門家の役割は，今後も変わらず重要であるということです。

そして，それを日本から支える国際協力部の教官の業務の重要性も変わることがないということです。

また，現地に赴くことができなくても，実際に今も国際協力部教官が行っているように，オンラインセミナーの開催などが増えてくれば，むしろ国際協力部の活動の幅は，以前よりも広がるのではないかとさえ思いました。

第4 最後に

当初予定されていたベトナムに行けなかったのは，残念ではありましたが，本研修においては，たとえばベトナム長期派遣専門家との意見交換会で事務所内の状況を実況中継してもらうなど，臨場感溢れるものがありました。

国際協力部の内藤部長，須田副部長，研修担当の及川教官をはじめとした各教官には，通常の業務もある中で本研修の講義等に対応いただき，また充実した研修日程を組んでいただき，ありがとうございました。

そして，本研修をサポートいただいた徳井事務官には，研修開始前から大変お世話になりました。

この場を借りて，研修に携わった皆様に心から御礼を申し上げます。

最後に，私を気持ちよく研修に送り出して下さった山口地方検察庁下関支部の皆様へ，心より感謝いたします。

2021年度国際協力人材育成研修に参加して

松山地方検察庁宇和島支部検事

池田 暁子

第1 はじめに

私は、2021年11月8日から同月15日までの6日間、2021年度国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

所属庁の次席検事から、その研修員候補者になったとの話を聞いた際には、思いがけない話に驚き、未知の研修に若干の不安を覚えつつも、法整備支援は、かねてより興味のある分野であったので、とても嬉しかった。

私が、法整備支援について知ったきっかけは定かではなく、検事任官時から「法整備支援」という言葉は知っていたものの、本格的に興味を深めたのは、任官4年目の夏、大阪地検で勤務していたときのことであった。「法整備支援へのいざない」というイベントのフライヤーを目にして、ちょうど大阪地検のある中之島合同庁舎での開催だということからイベントに参加し、法整備支援の具体的内容や長期専門家の実体験を聞いたことがきっかけであった。日本の国際社会における立ち位置をも左右する重要な仕事だと知り、もし機会があれば、私も関わってみたいと思うようになった。

そして、その約2年後、私は、弁護士職務経験制度で弁護士として仕事をする機会をいただき、ある法律事務所に勤務していた。不思議な縁もあるもので、同じ事務所にICCLCの理事をされているパートナーがいらっしゃり、そのご厚意でICDの本邦研修の研修参加者を招いたICCLC主催の懇談会に同行させていただいたり、アジアのビジネス法イベントに参加させていただいたりした。短い時間ではあるが、東南アジア諸国からの研修参加者や法整備支援に関わってきた弁護士や検事と直接交流する機会もあり、より身近に法整備支援の雰囲気や活動を感じることができた。

そのような経緯もあって、私は、本研修を心待ちにしていた。

当初の話では、国内研修だけではなくベトナムに訪問する予定だと聞いていたものの、新型コロナウイルスの影響で、全面オンラインの国内研修のみとなってしまい、研修期間も6日間と短縮されことは、今でも残念に思う。しかし、実際に参加してみると、本研修は、どのカリキュラムも非常に情報量が多く、期待以上にたくさんのことを学ぶことができ、充実した6日間になった。

以下では、本研修の中で学んだこと、考えたことなどを述べていきたい。

第2 法整備支援の全体像について

- 1 研修1日目から2日目には、ICDの内藤部長や須田副部長の講義、UNA FE Iの入江次長の講義、JICAの井出ゆり氏の講義があり、3日目には法務省大臣官房国際課の森川補佐官から国際課の業務内容に関する講義や徳井事務官から国際専門官

の業務に関する講義があった。

法整備支援の基本情報を学ぶとともに、日本の支援は「寄り添い型」と言われており、要請主義（相手国からの要請があって初めて支援を開始する）をとっていることや、日本の法制度等を相手国に輸出するのではなく、相手国の実情を踏まえ、相手国と共に法制度等を考え、作り上げていくことなど、日本の支援の特徴のお話も聞いた。

- 2 これらの講義を通じて、法整備支援に関わるそれぞれの組織や立場からお話を拝聴したことで、法整備支援の全体像や日本の政策的位置づけ、業務内容を多角的に学ぶことができた。

法整備支援の全体的な内容については、これまで見聞きしてきた内容に重なる部分もあったが、総復習させていただいたような感覚があり、これまで断片的に得た知識を整理し、最新情報にアップデートすることができたと思う。

第3 各国への支援状況と課題について

- 1 研修2日目終了までに、ベトナム、ラオス、カンボジア、バングラデシュ、ウズベキスタンについて、支援内容や課題を学んだ。

複数の国に対する支援内容を、ほとんど間を置かずに次々拝聴したことで、法整備支援の形が実に多種多様であり、幅が広いということをより強く実感することができたように思う。

それぞれ歴史や文化、社会制度も異なり、それぞれの要請が異なることももちろん影響しているのだろうが、各国の実情に応じて様々な支援の形となっていたのは、「寄り添い型」の日本の支援の特徴も表れているのだろうと考えた。

- 2 研修3日目のカンボジアの裁判官に対するインタビューでは、カンボジアにおける法教育の問題点が浮き彫りになり、司法教育制度を作ったとしても、それが機能するかどうかは別問題で、その後も調査、検証、改善を繰り返していくことが不可欠のだと実感した。また、私がこれまで当たり前だと思っていた日本の法学教育や司法制度の存在は全く当たり前ではなく、いかに恵まれた環境であったのかを知ることができた。

- 3 研修4日目には、コートジボワールに長期専門家として派遣されていた原若葉先生の講義やカンボジア司法省のアドバイザーを務めていらっしゃる坂野一生氏の講義があった。

原先生の講義では、その情熱やバイタリティーに圧倒された。もっとも、私が、最も印象的だったのは、派遣されるまでに積み上げられたキャリアのどの経験も、コートジボワールでの業務に役立ったというお話だった。

坂野氏の講義では、坂野氏が関わってこられたカンボジアでの立法上の問題点を中心にお話を聞いたが、日本の法整備支援の姿勢に関して、疑問を投げかけられていたことが特に印象的であった。

4 最も支援の歴史の古いベトナムについては、研修5日目、現在派遣されている長期専門家との意見交換の時間が設けられ、様々な質問に丁寧にご回答いただいた。ベトナムの経済発展が目覚ましい中で生じた法整備支援の課題や今後に関するお話もあり、長期専門家のご意見を聞く貴重な機会となった。

また、ベトナムの事務所の様子も紹介していただき、全面オンラインの中でも、現地の雰囲気を感じとることができた。

第4 研修員による講義から学んだこと

1 研修3日目には、私を含め4名の研修員から、「日本の検察制度」をテーマとして、名古屋大学に留学中のウズベキスタン人留学生に対する講義を行った。これは、研修の事前課題として準備していた講義である。

研修前、4名の研修員で話し合い、大まかな内容として、講義前半に日本の刑事手続の説明をし、講義後半には、日本の検察組織の説明や検察官と検察事務官の役割を説明することとし、4名で講義内容を分担し、英語のパワーポイント資料と日本語の講義原稿を準備した。

私は、後半の講義において、主として検察官と検察事務官の役割を説明することになった。準備をしていく中で、普段、当たり前に使っている概念や制度がどのようなものか、なぜそのようなになっているのかを説明できるようにする必要があったが、改めて考えると、はっきりと説明できないことが多いことに気が付いた。検察官に配布され、公刊もされている「検察講義案」という執務資料には、日本の検察制度の歴史的経緯や特徴を解説している章があるが、今回準備をする過程で初めて読み、日本の法制度も、他国の協力を得つつ、100年以上の歴史の中で変遷しながら形づくられてきたものだということを学ぶこともできた。

講義に当たっては、できるだけ平易な日本語で説明し、難しい概念は丁寧に説明するようと思って臨んだのだが、想定していたよりも時間が足りず、ざっとした説明しかできなかったのは、残念だった。それでも、質疑応答では、検察官の起訴裁量が広範に認められている点について汚職の問題はないのかといった質問や、独任制官庁と決裁制度の関係を尋ねる質問などがあり、鋭い指摘と理解力に感嘆した。

2 研修5日目には、「日本における三権分立と司法権の独立」をテーマに、3名の研修員からハノイ法科大学にある名古屋大学日本法教育研究センターの学生への講義が行われた。政治体制が異なる国の三権分立という抽象的なテーマであり、かつスライドも説明も日本語であったが、学生たちからは、違憲立法審査権、白紙委任の問題、弾劾裁判所に対する質問、司法権の独立に関する上級裁判所と下級裁判所の関係など、日本語で積極的に質問がされ、その語学力はもちろん、知識の正確さや積極性に感銘を受けた。講義の終わりには、ハノイ法科大学内の名古屋大学日本法教育研究センターの様子も拝見し、学生たちの大学生活を想像することもできた。

3 これらの講義を通じ、海外で日本の制度を説明するときには、まずは自らが深く正

確に理解していなければならないことを、身をもって感じる事ができたと思う。

第5 K国プロジェクトの立案（PCM手法による課題検討）の成果

1 本研修では、研修2日目、架空のK国に対する法整備支援プロジェクトをPCM手法で立案するという課題が出され、最終日に全研修員が検討内容を発表する機会が設けられていた。

K国のこれまでの法整備支援の内容や政治体制等の基本情報や関係者のインタビュー内容については、資料配布があり、カンボジアがモデルとされていた。

PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法については、研修2日目に講義があり、JICAの井出氏も講義の中で取り上げていらっしゃったので、どういう手法であるのかについては理解したつもりだったが、実際に自分で分析しようとすると、思うように分析が進まず、難しい課題であった。

2 この課題検討の中で、これまで検事として鍛えられてきた分析能力や論理的思考はPCM手法での分析作業に活用できたように思われたし、分析後のプロジェクト選択に当たって、カウンターパートの所掌事務や予算制約など相手側の実情と支援側の人的物的制約との兼ね合いを考える現実的視点は、弁護士として働いていたときの経験が役に立ったように感じ、ある種の手ごたえのようなものを感じることができた。

3 相当悩んで考えた上で課題を仕上げたつもりであったが、課題発表では、他の研修員の発表とその講評を聞いて、新たに気づくことも多く、プロジェクト立案の奥深さを感じた。私は、幸か不幸か発表が最後になってしまったが、その分、最後まで研修に集中して取り組めたように思う。また、PCM手法は、法整備支援の場面以外でも有用であるように思ったので、いつかしっかり学んで身につけたい。

第6 おわりに

本研修を振り返ってみると、研修の最初の頃に聞いた内容が、後の講義などを聞くことにより理解が深まるなど、法整備支援について、短期間で重層的かつ効率的に学ばせていただいたことに気づいた。

本研修では、新しい世界を知っていく楽しさや充実感が感じられ、全体を通じて法整備支援のやりがいや魅力をより一層感じる事ができたように思う。

最後に、本研修に快く送り出してくださった松山地検の皆様、本研修を担当された及川教官や徳井事務官をはじめとするICDの皆様、本研修に協力してくださったすべての方に、心からお礼申し上げます。

国際協力人材育成研修に参加して ～法整備支援に関わる方々の思い～

さいたま地方検察庁検察事務官

井 上 加 織

第1 はじめに

私は、令和3年11月8日から同月15日までの間、令和3年度国際協力人材育成研修（以下、「本研修」という。）に参加した。

私が法整備支援を初めて知ったのは、法務省大臣官房秘書課国際室（現官房国際課）に在籍していた際、長期派遣専門家の帰国報告会を拝聴したときである。昔から漠然と国際協力分野に興味を抱いていたこともあり、この時、「法務省にいても国際協力に携わることができる。」と大変興味を持ったことを覚えている。

その後、さいたま地方検察庁に戻り、国際分野とは離れた仕事をしていた際にこの研修の案内を見て、ぜひ参加したいと思い、参加を希望した。研修員に選ばれたという連絡を受けて大変嬉しかったことを覚えている。

当初は国内研修及び国外研修の予定であったが、コロナウイルス感染拡大の影響から全てオンラインによる研修に変更となった。大変残念に思ったことは事実だが、研修参加前から国際協力部の方々が熱意をもって研修運営をしてくださったことで、私の気持ちも、オンラインだからといって受け身で終わりたくないという気持ちに変わり、少しでもこの研修で知識等を吸収して帰りたいという思いを持って研修に参加させていただくことができた。

以下、本研修で特に印象に残った内容や感想等を述べたいと思う。なお、私の理解不足等により、言葉足らずな部分や不正確な表現があるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

第2 独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）の職員の方による講義

1 講義内容

JICAの方からは、法整備支援のみならず、日本がどのように国際協力分野に取り組んでいるのかという具体的なお話を伺った。私が従前抱いていた日本の国際協力のイメージとは異なる部分も多かった。

2 日本の国際協力の現状・問題点

まず驚いたのが、他の先進国と比較した際の日本の援助の低さだ。各国の負担額で数値をとる場合と国民一人当たりの負担額で数値をとる場合に差はあるものの、いずれも低い水準にあることに驚いた。そして、難民の受け入れについても世界の難民7000万人のうち、9割を途上国が受け入れているとのことであった。「途上国は本当に深刻な情勢にある国に貢献している。」という井出さんのお話を聞き、私たち

日本人も見習うべき姿だなと思った。もちろん難民を闇雲に受け入れることには慎重にならざるを得ないが、日本でもまずは少しでも難民受け入れの議論が進んでほしいと思う。

3 途上国と日本～要請主義による日本～

「途上国は先進国と経済的な相互依存関係にある」とのお話があった。

国際協力を考えるに当たって必ず直面するのは、「援助する国は税金を使って活動している以上、自国の利益になることを優先して行うべき」という考え方と「自国の利益は考えず相手国が真に求めていることをすべき」という考え方との衝突だと思う。後者ばかりを考えていては国民の理解を得ることは難しいし、前者ばかり考えていては、それは単なる先進国による途上国利用になってしまう。

この点、日本は相手国からの要請があって初めて支援をする要請主義をとっているとのことであった。日本は後者の考え方に重きを置いている証なのかなと感じた。しかし、要請をもらってその枠の中で活動するとなるとなかなかできないこともあり、日本と相手国の調整がすごく難しいとお話を聞いた。後者の考え方に立ち、かつ最終的には同じ目標に到達するためであっても、相手国の考えるアプローチの仕方と日本の考えるアプローチの仕方が違うことも大いに想像でき、相手国に寄り添いながら支援をする大変さを学ばせていただいた。

4 法整備支援の現状

日本は、ベトナムから始まり、2020年度には15を超える国に法整備支援を行ったことを伺った。また、法整備支援というと現地で活動する長期派遣専門家のイメージが強かったが、日本のJICA、法務省等のスタッフ、それから相手国にあるJICA事務所、プロジェクトチーム、そして相手のカウンターパートのそれぞれの力があって、このプロジェクトは成り立つということを教えていただいた。

そのほか、それぞれの国の法整備支援の現状をお話いただいたが、長期派遣専門家の方々のお話と関連するところも多いことから、ここでは割愛させていただく。

第3 ウズベキスタン留学生及びベトナムの大学生への講義

この研修に参加するに当たって、留学生等への講義が課題として割り当てられ、研修員が2グループに分かれて、事前準備及び講義を行った。ウズベキスタン留学生へは「日本の検察制度」を、ベトナムの大学生へは「日本における三権分立と司法権の独立」の講義を行った。

私を含む検察庁の職員は、ウズベキスタン留学生への講義を担当し、英語でのスライド作成に取り組んだ。課題に取り組んでみると、検察庁に勤めていながら知識があいまいな部分も多く、事前にいただいた資料や研修教材を参照しながらの作業となってしまう、非常に自分の知識不足を感じた。加えて英語訳をすることの難しさがあった。特に、そもそも英語にその用語がない場合の説明方法に大変苦慮した。

講義当日はウズベキスタン留学生もベトナムの大学生も日本の制度に興味を持ってとて

も真剣に聞いてくださり、質問もたくさん頂いた。その中で本来は研修員で協力して回答をすべきところ、内藤国際協力部長をはじめ国際協力部（以下、「ICD」という。）の方々に回答の手助けをしていただいた。この場を借りてお礼をお伝えしたい。

ベトナムの大学生は母国語ではない日本語であるにもかかわらず、法解釈や制度の問題点等たくさんの深い質問をされていて、このひたむきに学ぶ姿勢を私自身も見習わなくてはならないと身の引き締まる思いになった。

第4 カンボジアにおける法整備支援

1 カンボジアの現状

「カンボジアはポルポト政権時代の虐殺があったことから、その後法律家がほとんどいなくなったという背景がある。当時、裁判官は6名しかなくなってしまった。そのような背景がある中で1994年カンボジア側から法整備支援の要請が日本政府にある。それを端に民事関連法令の法整備支援が始まった。なお、刑事法はフランスの支援により制定されたものである。」このようなカンボジアの歴史背景等を御講義いただいた後、以下の講義等に参加させていただいた。法整備支援とひとくくりに言ってもそれぞれの国の歴史や現状が違って、その国に適した支援のあり方をその都度考えていくことの大変さや重要さを学ばせていただいた。

2 カンボジア裁判官インタビュー

現在、ICDはカンボジアの法律専門職の養成機関であるRAJP（Royal Academy for Judicial Professions）との間でRAJPの教育改善に向けた活動を進めていることから、今後どのような協力が必要かを知るため、ICD教官がカンボジア裁判官にインタビューを行うとのことであった。私たち研修員はそのインタビューを聴講する機会を頂いた。

インタビューの中では「RAJPの教官が授業に遅れてきたり授業を時間より早く終わらせて、授業自体がなくなったりすることがある。教官の都合で授業が行えなかったことで、2年のカリキュラムが2.5年かかってしまうこともある。」などの話があり、日本の常識とはかけ離れていると感じることが多々あった。

しかし、このインタビューを聴講させていただき、支援をするためには固定観念を捨て、まずは相手国の現状を知ることが重要である、ということを知ることができた。歴史背景や教育状況、社会情勢も異なる国であるから、日本で当たり前だと思っていることが実は違ったり、またそれを前提に日本側が支援を行うことで相手国のニーズに合わない支援となってしまうからである。そして、実際に現地で働いている方の生の意見を直接聞くことは文献等では把握しきれない情報や実際の現地の方々の気持ちも汲むことができることからとても大切だと思った。

また、言葉ではうまく表現できないが、教官が相手国の現状や気持ちに寄り添って質問をされている姿が印象的だった。

この研修の中で日本の法整備支援は寄り添い型支援であることが魅力だということ

をたくさんの方々から伺った。どうしても支援する国としてはこのようにした方が良く押し付けてしまいそうであるが、日本の常識は相手国の常識とは違い、また何よりそのような態度になってしまえば相手国との信頼関係を築くことはできず、本当のニーズや現状を知ることができない。相手国に寄り添うこと、日本の常識を押し付けないこと、そして相手国を尊重することが法整備支援を含む国際協力には必要であることを改めて勉強させていただいた。

3 カンボジア司法省アドバイザーからの御講義

本講義では、NGOのボランティアから始まり、法制度整備プロジェクト専門家としてカンボジアで活動されるなどし、現在はカンボジアの司法省でアドバイザーとして活躍されている坂野さんから、カンボジアの現状等をお伺いした。この講義ではカンボジアについて本当にたくさんのお話を教えていただいた。相手国の司法省で働く日本人のお話をお聞きできるのは、カンボジア側の現状やニーズ等を詳細に知るためにとても貴重な機会だと感じた。

まず驚いたのがカンボジアでは婚姻者の29.9パーセントしか婚姻の届出をしていないということである。カンボジア裁判官インタビューにおいて、カンボジア裁判官からも、事実婚が多いにも関わらず法律婚を前提とした法制度しかなく、事実婚で離婚をする際の財産分与の対応に苦慮しているという話が出ていた。法制度を整備しても実態に即せず、せっきくの支援が無駄骨に終わってしまうのは大変もったいないので、相手国の現状をしっかりと把握することは大変重要だと思った。この事実婚の問題については、事実婚を減らしていくというアプローチが必要なのかそれとも事実婚に基づいた制度を新たに作るのかなどの検討をカンボジア側と共に考えていくことが大切なのかなと感じた。

その他にも司法の適正な運用や司法への信頼についての問題点も挙げられていた。

さらに、坂野さんの御意見としては、案件に応じたプロジェクトの形が必要であり、全てのプロジェクトに同一の手法が有効であるかについては疑問を感じるし、プロジェクト形成に当たっては、オーナーシップを十分に尊重するためには、相手国主導でプロジェクト形成がされることが重要であるというお話もあった。

その他、日本の良い点も挙げてくださっていて、日本は本当にカンボジアの問題を理解しながら支援をしてくれているということであった。常駐者をカンボジアに置いたり起草段階からの話し合いをしたりしている日本の状況を、刑事法の支援をしているフランスが知り、日本に習ってフランスも「起草段階から話し合いが必要」と公言するという話もあったとのことであった。

カンボジアと日本の双方の立場にある方からの話をお伺いすることはとても貴重で、日本人が気付くことが難しい視点を気付く機会をいただけたことに心から感謝申し上げたい。寄り添い型支援という言葉のみが一人歩きしないように、その都度相手国の事情を知る努力をし続けることの必要性を知り、改めて寄り添い型支援の難しさ、そして実際に活躍されている方々の大変さを感じた。

第5 長期派遣専門家の方々からの講義等

1 ラオス元長期専門家の須田 I C D 副部長からの講義

本講義では、法整備支援の魅力、長期専門家が現地でのどのような活動をし、またどのような生活をしているかなどのお話を伺った。法整備支援をするに当たっては、問題点がどこにあるのかを正確に把握・特定した上で分析することの大切さ、そして相手国との共通認識を形成してから相手国の方々と共同して活動していくことの大切さなどを教えていただき、法律家としての知識・経験はもちろんのこと、人としての人間力が問われる仕事だということに気付かせていただいた。講義を通して、法整備支援は本当に時間がかかる作業であること、根気強くトライ&エラーを続けていく忍耐強さが必要であることを感じる事ができた。

2 コートジボワール元長期専門家からの講義

弁護士、外務省、JICA本部、法テラス等で御活躍の後、コートジボワールでJICA長期専門家として活躍された原若葉弁護士からお話を拝聴した。

どの経歴も現地での活動の無駄にはならなかったというお話をお聞きし、日頃から仕事に真摯に向き合う大切さを改めて感じた。

日本にいと何かあったら警察に届け出たり裁判所に訴えたりということが当たり前で、その有難さについて深く考えることがなかった。今回、原弁護士から、日本にいれば遺体が発見されて放置されることはなく、通常犯人は逮捕され最終的に刑罰を受けるという流れを辿ることが普通と感じられるが、コートジボワールはそれが当たり前ではないこと、そして訴えようと思えば訴えられる裁判所があるということがどれほど素晴らしいことかということをお話いただいた。

また、原弁護士が派遣されていた際の成果として挙げられていた「コールセンターの設置」のお話がとても印象的だった。これは法テラスの御経験がある原弁護士ならではの発想だと感じた。

日本は他国に比べて予算が非常に少ない。その中でコールセンターの設置は司法アクセスへの障害を軽減するための最適な支援だったのだと思った。コールセンターは、法律のプロに相談するという、敷居が高いと国民が思っているこの敷居を下げて心理的障害を減少できること、電話を使うことで相談できるため、実際に法律家のところまで行く手段がない国民の地理的障害を軽減できること、さらに電話代のみの負担で利用できるという経済的負担も軽減できること、という司法アクセスの3大障害を軽減できるという長所を持ち合わせていた。また、これはアフリカにおける携帯電話の普及という現状も把握していたからこそ生まれた発想だったのだと思った。

そして長所に目を向けるだけでなく、コンテンツ、チーム、システムのどれが欠けても回らなくなるという短所にも目を向けられ、例えばオペレーターが適切に対応できるように運営マニュアルを作成するなど、その短所の改善策を考えた上での運用であり、これも成果が得られた理由の一つなのだった。

この他にもたくさんの事例をお話いただいたが、どれも新鮮で原弁護士の熱意が伝

わる御講義で、この講義を通して法整備支援だけでなく人としてのあり方も勉強させていただいた。

3 ベトナム長期派遣専門家との意見交換会

意見交換会では現地で活躍されている4名の専門家からお話を伺い、法律専門家だけでなく、行政の方のお話を聞くこともでき、さまざまな立場の方々がそれぞれの分野で活躍されているということを知ることができるとても貴重な機会だった。

そして、ベトナムは日本が法整備支援を行った初めての国であり、今後の展望なども気になっていたことから、直接専門家の方からお話を伺えたことはとても勉強になった。お話を伺う前の私の意見は、最終的には支援を終え、自国で社会情勢に合わせた法改正や法の運用ができるようになるのが理想ではないかと思っていた。しかし、専門家の御意見としては、どのような枠組みで活動を行うのかは議論が必要だが、司法分野における協力関係は終わらせるべきではないというお話だった。私は支援という一方向の見方しかできてなかったが、支援という形から司法分野における協力関係という形で今まで培った信頼関係を維持していくことの大切さを教えていただいた。

第6 課題検討

カンボジアを基に作られたK国という架空の国を題材とし、K国概要の情報を基に、研修員それぞれがプロジェクトの計画立案をして発表を行った。

事前に教官からは、実際の現場においても、情報が少ない中で現在ある情報を使って想像力を働かせる必要があるとのことをお話をお聞きしていた。しかしこれが実際にやってみると本当に難しく、相手国の現状や問題点を可能な限り現地の方から教えてもらうことの重要性を実感した。

課題に取り組む中で一番悩んだのが、プロジェクト目標をどのレベルのものを設定したら良いのかという点である。私は、プロジェクト目標を大学教育の質を向上させると設定し、目標につながると考えられる活動・成果を複数挙げたが、須田ICD副部長からはこのプロジェクトを実施するには莫大な予算がかかるとの御指摘を頂いた。適切な目標設定をすること、そして費用対効果を考えた上で最適な活動・成果を挙げられるものに絞り込むことが重要だと知った。

また、他の研修員の発表を聞くことで、私には思い浮かばなかった考えを知ることができ、さらには自分と同じ考えの意見が複数あればその意見が他の人にも受け入れられる可能性が高いということを知ることができ、大変勉強になった。

架空の事例ではあったが、実際に自分で考えてプロジェクトの作成を体験できたことで、講義を聴くだけでは分からなかったプロジェクト作成の難しさなどを知ることができ、大変有意義だった。

第7 終わりに

今回の研修は短い期間ではあったが、とても内容の濃い研修であった。

普段なかなかお話をお伺いすることができない方々に直接講義等をしていただき、そして疑問点を直接お聞きできたことは私にとって本当に貴重な経験となった。そして、さまざまな形で法整備支援にかかわる方々の熱い思いをお聞きすることで、普段の業務ではなかなか味わうことのできない法整備支援の魅力を感じた。

国外研修は残念ながら実施されなかったが、部長、副部長をはじめとしてICDの方々がこの研修に大変力を入れてくださったことが感じられる研修であった。この場を借りて心から感謝を申し上げたい。本当にありがとうございました。